

申告は郵送でお願いします

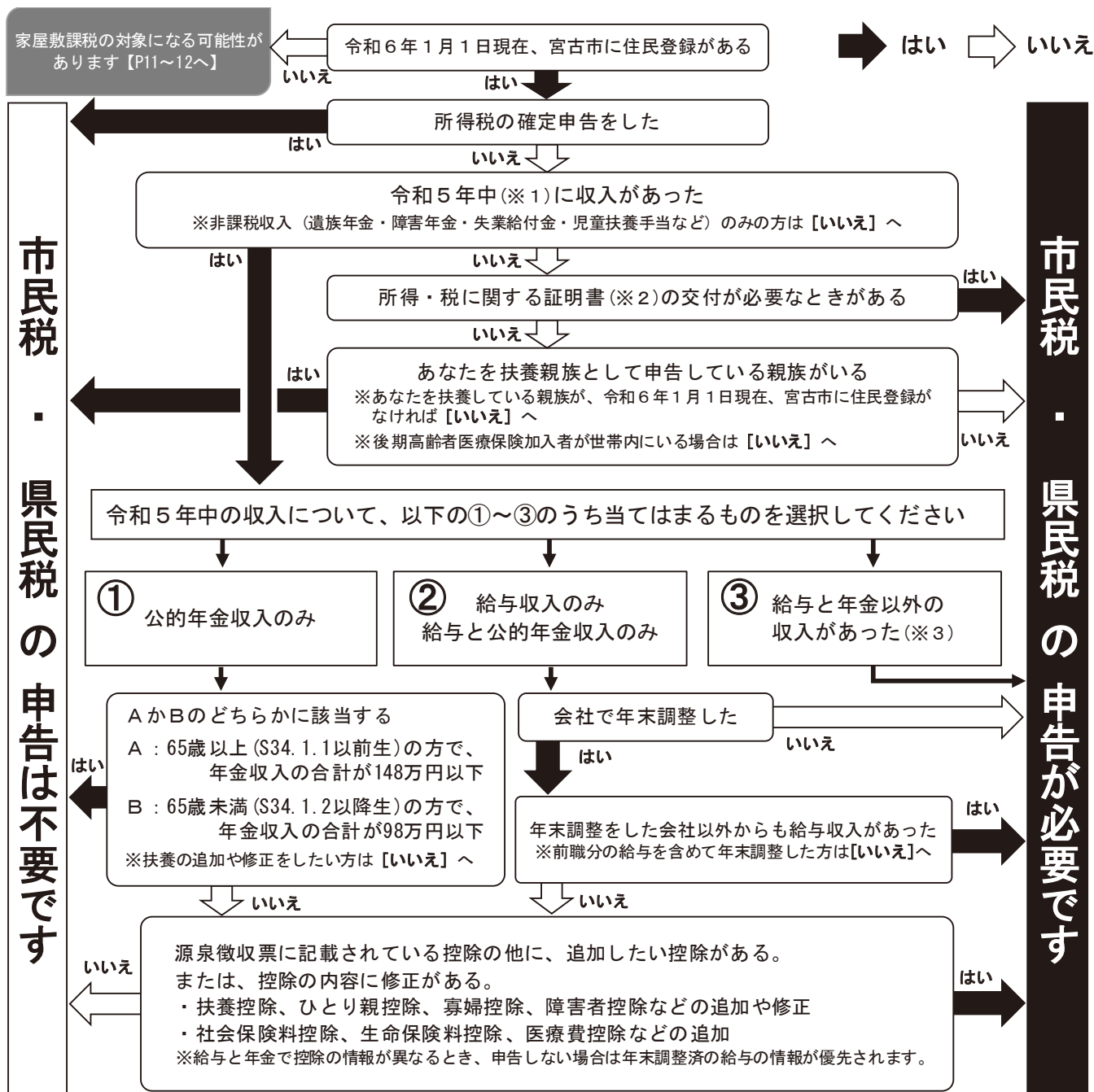
例年、申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただいております。
新型コロナウイルスなどの感染症予防の観点から、可能な限り郵送による申告をお願いします。
受付窓口の日程・会場などは15ページをご確認ください。



はじめに、次のフローチャートを目安に、市民税・県民税の申告が必要かどうか確認しましょう。

収入がない場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者が世帯にいれば申告が必要な場合があります。

不明な点は市役所税務課までお問い合わせください。



※1 令和5年1月1日～令和5年12月31日までの1年間で計算してください。
 ※2 所得証明書・課税証明書・扶養証明書のことです。収入の有無に関係なく、申告をしていないと証明書は発行できません。また、期限後に申告した場合、交付まで1カ月近くかかる場合があります。
 ※3 営業(漁業を含みます)所得、農業所得、不動産所得、公的年金以外の雑所得、一時所得、譲渡所得などのことです。

郵送申告について

宮古市では、新型コロナウイルスなどの感染症予防のため、市民税・県民税の申告は可能な限り郵送でのご提出をお願いしています。以下の手順に従って、郵送での申告にご協力ください。

●郵送申告の5ステップ

1. 申告が必要かどうか確認する

フローチャート（1ページ）を目安に、申告が必要かどうかを確認してください。

2. 申告書を準備する

申告書配置場所（3ページ）を見て、お近くの施設から申告書用紙をお持ちください。また、申告内容によっては、申告書以外に作成が必要な書類があります。16ページに記載の「申告に必要なもの」をご確認のうえ、ご準備ください。

申告書の他に作成する書類の例

- 医療費控除
医療費控除の明細書【内訳書】
など（書き方は10、11ページ）

…など



3. 添付書類を準備する

申告書提出の際には、必ず本人確認（マイナンバーと本人であることの確認）書類の添付が必要です。そのほか、申告する所得や控除の種類に応じて、提出が必要な資料（16ページ）を同封してください。郵送で申告する場合、市民税・県民税申告書以外の提出資料はコピーで差し支えありません。

本人確認書類（AかBのどちらかを必ず提出）

	マイナンバーの確認	本人の確認
A	マイナンバーカードの写し（表面・裏面）	
B	【いずれか1点】 ・通知カード（住所や氏名などの記載内容が住民票の情報と一致している場合に限る） ・個人番号が記載された住民票の写し	【いずれか1点】 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、 公的医療保険の被保険者証など

添付書類が無いものは、申告書に記載があっても**経費や控除が適用になりません。**必要添付書類は16ページでご確認ください。



4. 申告書を作成する

「自書申告について」（3～5ページ）の記入例を参考に、必要事項を記入してください。計算が必要な項目は、「収入金額・所得金額の書き方」や「所得控除の書き方」（6～11ページ）を参考にしてください。

5. 封筒に入れて郵送する

完成した申告書と添付書類が揃いましたら、一つの封筒にまとめて入れ、次の住所まで送付してください。直接持参する場合は、宮古市役所2階の税務課へ提出をお願いします。なお、**所得税の確定申告書の提出先は「宮古税務署」になります。**間違っても送らないようご注意ください。

市民税・県民税申告書の送付先

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市役所 税務課 市民税係

●郵送申告の注意点

⚠医療費の領収書を送らないでください。

医療費控除を受けるには、医療費控除明細書の作成・提出が必要です。領収書が添付されていても、控除は適用されません。領収書はご自身で保管し、求めがあったときに提示してください。

⚠添付書類は返送しません。

取扱いが変わりました！

提出された添付書類は返送しません。資料の原本が必要な方は、コピーを添付して提出してください。

⚠所得税の還付は受けられません。

市民税・県民税の申告では、所得税の還付を受けることはできません。所得税の還付がある方は、宮古税務署に所得税の確定申告書を提出してください。また、確定申告をする場合は特別な場合（※）を除き、市民税・県民税の申告は必要ありません。

※被扶養者に退職による所得がある場合など。詳しくはお問い合わせください。

なお、令和6年度以降の市民税・県民税では、上場株式の譲渡所得や配当所得について、課税方式を所得税と一致させることとなったため、市民税・県民税の申告により所得税と異なる課税方式を選択することはできません。

自書申告について

●申告書を作成する際のおねがい

- 1 申告書提出時に提示または提出の必要な書類が確認できない場合、申告を受け付けられないことがあります。控除証明書や領収書などは必ずご用意ください。
- 2 各添付書類は必ず原本をご準備ください。郵送申告の場合に限り、添付書類はコピーでも差し支えありません。来場申告では、原本の提示がないと控除や経費を認められない場合があります。

●申告書を配置する場所

申告書用紙などは次の施設に配置いたしますので、ご利用ください。

申告書用紙などが置いてある施設				
宮古市役所税務課	田老総合事務所	新里総合事務所	川井総合事務所	市内各出張所
マリンコープDORA	マルイチ宮古店	信漁連宮古山田支店(重茂営業店・田老営業店含む)		新岩手農協宮古支所
ベルフ西町	ジョイス宮古千徳店	ファル磯鶏店	玉木屋	宮古郵便局

置いてある用紙	
申告書	医療費控除計算明細書【内訳書】
セルフメディケーション税制の明細書	※その他の用紙が必要な方は、市役所までおこしください。

各種用紙はホームページにも掲載しています。



●申告書の記入例：令和5年中収入がなく扶養親族もいなかった方

令和6年度分 市民税県民税 国民健康保険税 申告書

宮古市長 様	台帳番号	□□□
現住所 宮古市宮町一丁目1番30号	業種又は職業	□□□
1月1日現在の住所 同上	電話番号	090-0000-△△△△
フリガナ ウミネコ コタロウ	個人番号	6,6,6,6,6,6,6,6,6,6,6,6,6,6,6,6
氏名 うみねこ 小太郎	生年月日	10・10・10
	世帯主の氏名	うみねこ 太郎
	続柄	子

1. ・住所
・氏名
・生年月日
・職業
・電話番号
・個人番号
などを記入します。
※電話番号は日中つながる番号を記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	支払った保険料	円
生命保険料控除	支払った保険料	円
地震保険料控除	支払った保険料	円
障害者控除	障害者の程度	円
配偶者控除	配偶者の合計所得金額	円
扶養親族控除	扶養親族の区分	円
16歳未満の扶養親族	扶養親族の区分	円
所得控除	所得控除	円
合計	合計	0

2. 所得金額の「⑫合計」の欄に「0」と記入します。

3. 所得がなかった理由についてチェックしてください。

※ 所得がなかった方の記載欄

扶養されていた(扶養者氏名 うみねこ 太郎) 続柄 父 住所 宮古市宮町一丁目1番30号

雇用保険・失業保険等を受給していた 学生であった(学校名)

遺族年金・障害年金等を受給していた その他()

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

医療費控除	支払った医療費	円	保険金などで補てんされる金額	円
5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法				
<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)				

※ 所得がなかった方の記載欄

扶養されていた(扶養者氏名 うみねこ 太郎) 続柄 父 住所 宮古市宮町一丁目1番30号

雇用保険・失業保険等を受給していた 学生であった(学校名)

遺族年金・障害年金等を受給していた その他()

●申告書の記入例：収入や該当する所得控除があった方（表面）

令和 6 年度分 市民税 県民税 申告書
国民健康保険税

宮古市長様	現住所 宮古市宮町一丁目1番30号	台帳番号	業種又は職業 □□□
提出年月日 年 月 日	1月1日現在の住所 宮古市 同上	電話番号 090-0000-△△△△	フリガナ ミヤコ タロウ
氏名 宮古 太郎	個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	生年月日 大(昭) 45・2・2	世帯主の氏名 宮古 太郎
			続柄 本人

□住所・氏名・電話番号・個人番号などを記入していますか？
※電話番号は日中つながる番号を記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

④ 社会保険料控除	国民健康保険税 国民年金	324,600 350,340	円
⑤ 生命保険料控除	計	674,940	円
⑥ 地震保険料控除	地震保険料の計	23,000	円
⑦ 障害者控除	氏名	障害の程度	

1 収入金額

事業収入	営業等	ア	536,468
	農業	イ	
不動産収入	不動産	ウ	
配当収入	配当	エ	
雑収入	給与	カ	1,800,000
	公的年金等	キ	
	業務	ク	
	その他	ケ	
	短期	コ	
	長期	サ	
総合課税	一時	シ	12,680

1 収入金額等
収入の種類ごとの合計金額を記入します。
⇒6～7ページ参照

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑧ 配偶者控除	配偶者 宮古 花子	生年月日 大(昭) 48・9・14	合計所得金額 300,000	円
⑨ 扶養控除	氏名 宮古 イネ	生年月日 大(昭) 13・3・3	同居・別居の区分 同居	控除額 45
	氏名 宮古 一郎	生年月日 大(昭) 13・3・3	同居・別居の区分 同居	控除額 45

2 所得金額

事業収入	営業等	①	269,488
	農業	②	
不動産収入	不動産	③	
配当収入	配当	④	
雑収入	給与	⑤	1,180,000
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
総合課税	計	⑩	
	一時	⑪	6,340
合計	計	⑫	1,455,828

2 所得金額
収入の種類ごとに所得を算出し記入します。
⇒6～7ページ参照

16 歳未満の扶養親族

⑬ 扶養親族控除	氏名 宮古 元気	生年月日 大(昭) 24・3・3	同居・別居の区分 同居	控除額 90万円
----------	-------------	---------------------	----------------	-------------

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	674,940
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	35,000
地震保険料控除	⑯	10,000
寡婦・ひとり親控除	⑰	
障害者控除	⑱	330,000
扶養控除	⑳	900,000
基礎控除	㉑	430,000
⑯から㉑までの計	㉒	2,379,940
雑損控除	㉓	
医療費控除	㉔	72,979
合計	㉕	2,452,919

4 所得から差し引かれる金額
所得控除の種類ごとに控除額を算出し記入します。
⇒7～11ページ参照

⑳ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
損害金額	保険金等による補てん金	差し損失のうち災害関連支出の金額

㉑ 医療費控除

支払った医療費等	235,770	円
保険金などで補てんされる金額	90,000	円

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法
□ 給与から差引き(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)

※ 所得がなかった方の記載欄

□ 扶養されていた(扶養者氏名)	続柄	住所)
□ 雇用保険・失業保険等を受給していた		□ 学生であった(学校名))
□ 遺族年金・障害年金等を受給していた		□ その他)

□㉑～㉔及び16歳未満の扶養親族の氏名・生年月日・個人番号などを記入していますか？
別居の扶養親族がいる場合は、裏面にも記入箇所があります。
合計所得金額が1,000万円超で同一生計配偶者を適用する場合は、チェックを記入してください。

□所得控除について2ヶ所記載していますか？
<3 所得から差し引かれる金額に関する事項>と<4 所得から差し引かれる金額>の2ヶ所記載が必要な場合があります。

□㉑の医療費控除の明細書は作成しましたか？
医療費控除を申告するためには明細書の作成が必要です。明細書の配布場所は3ページ、医療費控除の詳細については10～11ページに記載されているので、ご覧ください。
※医療費控除は支払った医療費が戻ってくる制度ではありません。
※医療費控除は支払った医療費が全額控除される制度ではありません。

●申告書の記入例（裏面）

6 給与所得の内訳

裏

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

給与の源泉徴収票がなく、給与明細などから収入金額を算出する場合はこの欄に記入します。

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業等	第一太郎丸 宮古市宮町一丁目99番99号	536,468 円	266,980 円	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・		円
		・		円
		・		円

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
			円
			円
			円

該当する所得がある場合に内訳を記入します。
⇒6～7ページ参照

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要経費		差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)	
	短期	長期	円	円			円	円
一時	953,680	441,000	512,680	500,000	12,680	ニ 合計 (イ+(ロ×1/2))		
					6,340			

右の上の金額を表面のロに、右の金額を表面のイに記入してください。
右の金額を表面のロの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	大・昭平・令	専従者給与(控除)額
1 氏名			
2 氏名			
3 氏名			

事業専従者がいる場合に記入します。マイナンバーも記入します。
⇒6ページ参照

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
	円
損益通算の特例適用前	円
不動産所得	
事業用資産の譲渡損失など	
前年中の開廃業	開始・廃止
□ 他都道府県の事務所等	

14 寄附金に関する事項

都道府県、市町村分	寄附金額
(特例控除対象)	
住居地の共同基金、日本支部分、都道府県、市区町村分(特例控除対象外)	
都道府県	
市区町村	

寄附金がある場合に記入します。
⇒11ページ参照

12 別居の扶養親族等に関する事項

ミヤコ イチロウ		個人番号
1 氏名	宮古 一郎	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
住所	東京都〇〇区×× 5-55-55	□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払
氏名	ミヤコ ゲンキ	
2 氏名	宮古 元気	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
住所	東京都〇〇区×× 5-55-55	□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払
氏名		
3 氏名		
住所		□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払

□別居の扶養親族がいる場合、別居の住所を記入していますか？
表面にも記入箇所があります。

申告をしない場合、各種届出・申請に必要な証明書の交付が受けられません。

また、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定や、医療・福祉・保育などの算定や判定が正確にできないことがあります。
収入がなく、扶養親族などいなかった方の申告書の書き方は、3ページにあります。



収入金額・所得金額の書き方

●所得金額について

所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額をいいます。

収入金額：令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に収入の確定した金額です。たとえば、販売代金の一部が未収でも商品の引渡しが済んでいれば、その全額が収入金額となります。

必要経費：売上原価、その他収入を得るために直接支払った経費です。たとえば、商品の原価、土地建物の賃借料、減価償却費、雇人費、修繕費、租税公課、借入金利子など [家事(私用)に関する経費は含みません]

※必要経費とならないもの：家事(私用)に関する費用(自宅の家賃・食事や養育・市民税県民税・借入金元金・私用の車両)、交通違反の罰金など

●収入金額・所得金額の記入の仕方

収入の種類ごとに収入金額を申告書のア～シ欄に記入し、計算した所得の額を申告書の①～⑫欄に記入します。

申告書の記入欄			収入の内容	所得の計算方法	証明書類
種類	収入	所得			
事業	営業等	ア	① 販売・飲食店・製造・建設・修理・金融・サービス業・漁業・林業・外交員・集金人・内職・習い事などの教師・医師・弁護士・税理士など	[収入金額]－[必要経費]－[事業専従者控除] ※「事業所得・不動産所得のある方へ」(13頁)を読み、収支内訳書を作成してください。 ※事業専従者控除については、下記(注)をご覧ください。	添付または提示が必要な資料は、16ページをご確認ください。
	農業	イ	② 農産物の生産・果樹・きのこ類の栽培、畜産業など		
不動産	ウ	③ アパート・貸家・貸事務所・土地などの賃借料や権利金など			
利子	エ	④ 日本国外の銀行などに預けた預金の利子、国際機関などで発行された債権の利子など	[収入金額]＝[所得金額]		
配当	オ	⑤ 株式・出資の配当金、余剰金の分配、証券投資信託の収益の分配など	[収入金額]－[株式等を取得するための借入金利子] ※上場株式等に係る配当所得は、総合課税または申告分離課税のどちらかを選択することができます。		
給与	カ	⑥ 給料・賃金・賞与・俸給・歳費及び事業専従者給与など	[収入金額]－[給与所得控除額(別表1)]		
雑	公的年金等	キ	⑦ 国民年金・厚生年金・共済年金など	[公的年金等の収入金額]－[公的年金等控除額(別表2)]	
	業務	ク	⑧ 原稿料・印税・講演料など	[公的年金等以外の収入金額]－[必要経費]	
	その他	ケ	⑨ 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などもしくは、他の所得に当てはまらない収入		
総合譲渡	短期	コ	⑩ 車両・機械・船舶などの動産及び書画・貴金属・漁業権・商標権・ゴルフ会員権などの資産の譲渡 ・短期：取得の日から5年以内に譲渡されたもの ・長期：短期以外のもの	[収入金額]－[取得費＋譲渡費用]－[特別控除額] ※特別控除額は短期長期あわせて最大50万円 ※長期譲渡については、算出した所得の2分の1が課税対象	
	長期	サ			
一時	シ	⑪	生命保険などの一時金・満期返戻金、賞金、競馬などの払戻金、ふるさと納税の謝礼として受けた特産品相当額	[収入金額]－[必要経費]－[特別控除額(最高50万円)] ※算出した所得の2分の1が課税対象	

※総合譲渡・一時所得は、申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入し、「ニ 合計」の金額を申告書表面⑪に記入します。

※所得⑩には、⑦・⑧・⑨の合計額を記入します。所得⑫には、①～⑥・⑩・⑪の合計額を記入します。

(注)事業専従者控除について

事業など(ア営業等、イ農業、ウ不動産)を行っていて、生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、あなたの事業に1年を通じて6カ月を超えて従事している場合は、次の(1)または(2)のうち、いずれか少ない金額を収入金額から控除することができます。

事業専従者控除の対象とする場合、その方は控除対象配偶者や扶養親族になりません。

(1)配偶者は86万円、配偶者ではない専従者は1人につき50万円 (2)事業所得等の専従者控除を引く前の所得 ÷ (専従者の数+1)

上記の所得は総合課税分(総所得)として合算されます。

土地の譲渡など、その他の所得は、総合課税分の所得とは切り離して、特別な税率で税額を計算します(分離課税といいます)。この場合、分離課税用の申告書で申告してください。詳しくはお問い合わせください。

◎用語解説(本書に記載されている用語について説明します)

総所得金額 … 分離課税に係る所得を除く、損失の繰越控除後の所得の合計額をいいます。

合計所得金額 … 分離課税に係る所得と損失の繰越控除前の総所得金額の合計額をいいます。

総所得金額等 … 合計所得金額に損失の繰越控除を適用した金額をいいます。

分離課税に係る所得 … 特別な税率で計算される所得です。土地・建物などの不動産の譲渡による所得、株式などの譲渡による所得、一定の先物取引などによる雑所得、山林所得などがあります。

(別表1) 給与所得の計算

給与収入があった方は、下表により給与所得を計算し、申告書の2所得金額⑥に記入してください。

(カ) 給与の収入金額		所得	(力)の額		所得	
0円	～	0円	1,628,000円	～	1,799,999円	(A)×2.4 + 100,000円
551,000円	～	(カ) - 550,000円	1,800,000円	～	3,599,999円	(A)×2.8 - 80,000円
1,619,000円	～	1,069,000円	3,600,000円	～	6,599,999円	(A)×3.2 - 440,000円
1,620,000円	～	1,070,000円	6,600,000円	～	8,499,999円	(カ)×0.9 - 1,100,000円
1,622,000円	～	1,072,000円	8,500,000円	～	(カ) - 1,950,000円	
1,624,000円	～	1,074,000円	※(A)=(カ)÷4 (千円未満の端数切り捨て)			

(別表2) 公的年金等(雑所得)の計算

公的年金等の収入があった方は、下表により公的年金等の雑所得を計算し、申告書の2所得金額⑦に記入してください。

(キ) 公的年金等の収入金額		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が		
年齢区分	(キ)の額	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (S34.1.2 以後生)	～ 1,299,999円	(キ) - 600,000円	(キ) - 500,000円	(キ) - 400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(キ)×0.75 - 275,000円	(キ)×0.75 - 175,000円	(キ)×0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(キ)×0.85 - 685,000円	(キ)×0.85 - 585,000円	(キ)×0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(キ)×0.95 - 1,455,000円	(キ)×0.95 - 1,355,000円	(キ)×0.95 - 1,255,000円
65歳以上 (S34.1.1 以前生)	10,000,000円～	(キ) - 1,955,000円	(キ) - 1,855,000円	(キ) - 1,755,000円
	～ 3,299,999円	(キ) - 1,100,000円	(キ) - 1,000,000円	(キ) - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(キ)×0.75 - 275,000円	(キ)×0.75 - 175,000円	(キ)×0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(キ)×0.85 - 685,000円	(キ)×0.85 - 585,000円	(キ)×0.85 - 485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	(キ)×0.95 - 1,455,000円	(キ)×0.95 - 1,355,000円	(キ)×0.95 - 1,255,000円	
10,000,000円～	(キ) - 1,955,000円	(キ) - 1,855,000円	(キ) - 1,755,000円	

次の1または2に該当する方は、上表から算出した給与所得額から所得金額調整控除を差引いたものが、最終的な所得金額です。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(ア)から(ウ)に該当する方
 (ア)特別障害者 (イ)年齢23歳未満の扶養親族を有する方 (ウ)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する方
所得金額調整控除 = [給与収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円] × 10%
 ※(ア)～(ウ)に該当する場合は申告書裏面15に記入してください。
- 公的年金等に係る雑所得があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える方
所得金額調整控除 = [給与所得控除後の給与等の金額(※) + 公的年金等に係る雑所得の金額(※)] - 10万円
 ※10万円を超える場合は10万円

所得控除の書き方

所得控除の種類ごとに既定の控除額を選択または計算し、申告書の当てはまる欄に記入します。

種類	控除適用の要件	控除額	証明書
社会保険料控除 ⑬	あなたやあなたと生計を一にする配偶者・親族の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金の掛金などで、あなたが支払った保険料または掛金がある場合 ※年金からの特別徴収(年金天引き)分は特別徴収された本人の控除になります。	保険料または掛金の全額	添付または提示が必要な資料は、16ページをご確認ください。
小規模企業共済等掛金控除 ⑭	あなたが小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、個人型年金加入者掛金を支払った場合	支払った金額の全額	
生命保険料控除 ⑮	あなたや配偶者・親族を受取人とする生命保険、介護医療保険、個人年金保険料などを支払った場合	別表3	
地震保険料控除 ⑯	あなたやあなたと生計を一にする配偶者・親族が所有または居住している家屋や家具などの保険で、地震などの損害により生じた損失を補てんする損害保険料などを支払った場合	別表4	
寡婦控除 ⑰	9ページをご覧ください。	26万円	
ひとり親控除 ⑱		30万円	
勤労学生控除 ⑲	令和5年12月31日現在において、あなたが合計所得金額が75万円以下(ただし給与所得など以外の所得が10万円以下)の学生である場合	26万円	
障害者控除 ⑳	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合	別表5	
配偶者控除 ㉑	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者(事業専従者、内縁関係にある方は除く。)がいる場合	別表6	
配偶者特別控除 ㉒	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円を超え133万円以下の生計を一にする配偶者(事業専従者、内縁関係にある方は除く。)がいる場合		
扶養控除 ㉓	合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族(配偶者、事業専従者は除く。)がいる場合	別表7	
基礎控除 ㉔	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合	別表8	
雑損控除 ㉕	あなたやあなたと生計を同一にする配偶者、その他の親族(総所得金額等が48万円以下のものに限る)の有する住宅・家財・現金などの資産が、災害や盗難などにより損害を受けた場合 ①(損失額 - 保険金などによる補てん金) - 総所得金額等×10% ②災害関連支出の金額 - 5万円	①か②の多い方の金額	
医療費控除 ㉖	10、11ページをご覧ください。		

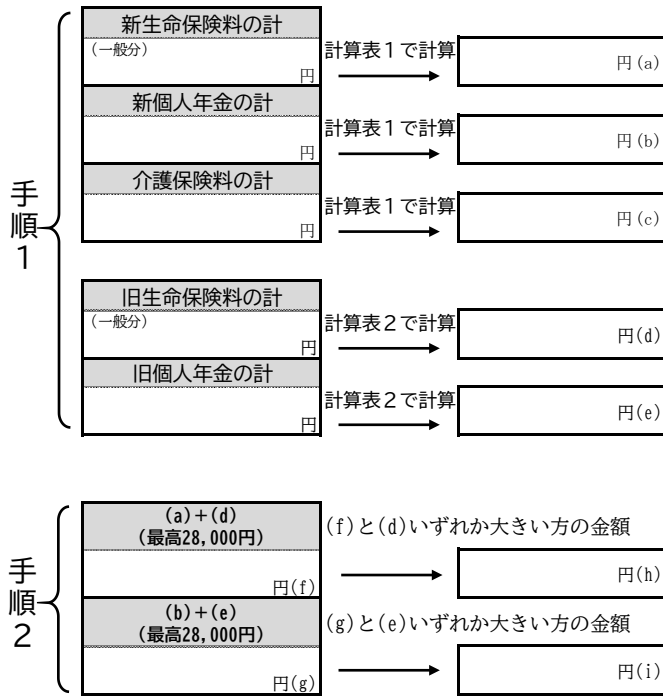
※㉕には、⑬～⑳の合計額を記入します。㉖には、㉕～㉖の合計額を記入します。

(別表3) 生命保険料控除額の計算

【手順1】 保険の種類（一般・個人年金・介護医療）と契約区分（新・旧）ごとに分けて支払保険料を合計し、計算表によりそれぞれの控除額を計算します。

※割戻金等がある場合は、その分を差し引いた支払証明額を支払額としてください。

【手順2】 手順1で計算した控除額をもとに、一番金額の大きい控除額をそれぞれ選び、控除額の合計を計算します。



計算表1 **新契約**（契約日が平成24年1月1日以後のもの） ※1円未満切り上げ

保険の種類	支払った保険料の金額(A)	生命保険料の控除額
一般生命保険料	~12,000円	(A)の全額
個人年金保険料	12,001円~32,000円	(A)×0.5+6,000円
	32,001円~56,000円	(A)×0.25+14,000円
介護医療保険料	56,001円~	28,000円(限度額)

計算表2 **旧契約**（契約日が平成23年12月31日以前のもの） ※1円未満切り上げ

保険の種類	支払った保険料の金額(A)	生命保険料の控除額
一般生命保険料	~15,000円	(A)の全額
個人年金保険料	15,001円~40,000円	(A)×0.5+7,500円
	40,001円~70,000円	(A)×0.25+17,500円
	70,001円~	35,000円(限度額)

$(h) + (i) + (c)$
(最高70,000円)

生命保険料控除額
円

この金額を、申告書の表面4所得から差し引かれる金額⑤に転記します。

(別表4) 地震保険料控除額の計算

	支払った地震保険料の区分	支払った保険料	控除額
A	地震保険料のみ		支払った保険料の金額 ÷ 2 (最高25,000円)
B	(旧)長期損害保険料のみ(※)	5,000円以下	支払った保険料の金額
		5,001円~15,000円	支払った保険料の金額 ÷ 2 + 2,500円
		15,001円以上	10,000円
両方	AとBの両方の契約がある		AとBをそれぞれ計算した金額の合計額 (最高25,000円)

※平成18年12月31日までに締結した損害保険契約のうち、保険期間が10年以上でかつ満期返戻金があるものをいいます。

(注意) ひとつの損害保険契約で地震保険料と旧長期損害保険料の支払額の記載があるときは、どちらか一方だけを選択して控除額を計算します。

(別表5) 障害者控除の控除額

障害の程度		控除額
・身体障害者手帳	3級、4級、5級、6級	260,000円 (普通障害者)
・精神障害保健福祉手帳	2級、3級	
・療育手帳	B判定	
・戦傷病者手帳	特別項症~第3項症を除く	
・児童相談所・知的障害者更生相談所などで知的障害者と判定された方 ・精神や身体に障害のある65歳以上の方で普通障害と同程度の障害であると市町村長の認定を受けている方※		300,000円 (特別障害者)
・身体障害者手帳	1級、2級	
・精神障害保健福祉手帳	1級	
・療育手帳	A判定	
・戦傷病者手帳		530,000円 (同居特別障害者)
・児童相談所・知的障害者更生相談所などで重度の知的障害者と判定された方 ・常に就床を要し複雑な介護を受けている方(いわゆる寝たきりの方、引き続き6カ月以上就床を要し、介護を受けなければ自ら排便などをすることができない方など) ・精神や身体に障害のある65歳以上の方で特別障害と同程度の障害であると市町村長の認定を受けている方※		
・特別障害に該当する方で、あなたやあなたの配偶者、または扶養親族のいずれかと同居を常況としている方 【注意】：特別障害該当者本人には適用できません。 扶養親族の要件(合計所得48万円以下)である場合に扶養者へ適用となります。		

※市から障害者控除対象者認定書の交付を受けている方

(別表6) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額

▽配偶者控除

控除対象配偶者 (合計所得48万円以下)	あなたの合計所得(※2)		
	～900万円	～950万円	～1,000万円
一般	33万円	22万円	11万円
老人(※1)	38万円	26万円	13万円

※1 老人控除対象配偶者…昭和29年1月1日以前に生まれた方

▽配偶者特別控除

配偶者の合計所得	あなたの合計所得(※2)		
	～900万円	～950万円	～1,000万円
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

※2 あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

(別表7) 扶養控除の控除額

扶養の区分	被扶養者の生年月日	控除額
年少扶養	平成20年1月2日以後に出生 (16歳未満)	0円(※1)
一般扶養	平成17年1月2日～平成20年1月1日生 (16歳～18歳) 昭和29年1月2日～平成13年1月1日生 (23歳～69歳)	33万円
特定扶養	平成13年1月2日～平成17年1月1日生 (19歳～22歳)	45万円
老人扶養	昭和29年1月1日以前に出生 (70歳以上)	38万円
同居老親等(※2)		45万円

※1 年少扶養は、控除額の適用はありませんが、ひとり親控除や障害者控除適用の可否、非課税限度額の算定等に影響があるため、必ず申告してください。

※2 同居老親等とは、老人扶養に該当し、かつ直系尊属で同居を常況としている親族です。

(別表8) 基礎控除の控除額

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

◆扶養控除などの判定基準日について

扶養控除・ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生控除・障害者控除のいずれも、令和5年12月31日現在において、控除の要件に当てはまる場合に適用となります。

ただし、扶養控除・ひとり親控除・寡婦控除・障害者控除については、令和5年中に死亡した場合、その死亡日現在において、条件に該当するかを判定します。

●ひとり親控除・寡婦控除について

あなたの合計所得金額が500万円以下で、ア～ウのいずれかに当てはまる場合に控除できます。

寡婦	ア	夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族を有する方	控除額 26万円
	イ	夫と死別した後婚姻していない方または夫の生死が明らかではない方	
ひとり親	ウ	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年中の総所得金額等が48万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族ではない)を有する方	控除額 30万円

※事実上婚姻関係と同等の事情にあると認められる方がいる場合には対象なりません。

ひとり親控除・寡婦控除確認表

	配偶者と	死別	離婚	未婚	死別・離婚・未婚
	本人合計所得	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円超
本人女性	① 生計を一にする子あり	ひとり親控除	ひとり親控除	ひとり親控除	-
	② 扶養親族(子以外)あり	寡婦控除	寡婦控除	-	-
	③ ①②どちらもなし	寡婦控除	-	-	-
本人男性	① 生計を一にする子あり	ひとり親控除	ひとり親控除	ひとり親控除	-
	② 扶養親族(子以外)あり	-	-	-	-
	③ ①②どちらもなし	-	-	-	-

※①②どちらにも該当する場合は、ひとり親控除となります。

●市民税・県民税の非課税要件

均等割非課税	障害者・未成年者(平成18年1月3日以降に生まれた方で、婚姻歴のない方)・ひとり親または寡婦で合計所得金額135万円以下の方
	扶養親族なし………合計所得金額が38万円以下の方 扶養親族あり………合計所得金額が[28万円×(扶養者数+1)+10万円+16.8万円]以下の方
所得割非課税	扶養親族なし………総所得金額等が45万円以下の方 扶養親族あり………総所得金額等が[35万円×(扶養者数+1)+10万円+32万円]以下の方

※合計所得金額、総所得金額等については6ページをご参照ください。

●医療費控除について

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。令和5年1月1日から令和5年12月31日までに支払った医療費が対象です。
 通常の医療費控除かセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のどちらかを選択して控除することになります。
 ■通常の医療費控除…通院や入院、医師による処方箋にかかった医療費から控除額を計算します。
 ■セルフメディケーション税制…特定の医薬品の購入費から控除額を計算します（一定の条件があります）。
 どちらを選択する場合も、医療費控除の明細書の添付が必要です（様式の配置場所は3ページ、任意様式でも可）。

新型コロナウイルスなどの感染症予防及び他のお客様のご迷惑となるため、明細書を作成していない方には、いったん退出していただき、再来場をお願いすることがあります。
 郵送申告をご検討ください。申告会場へ来場する場合は、明細書を作成のうえご来場ください。

【通常の医療費控除】

対象になるもの（例）	対象にならないもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・治療、療養のための医薬品購入費 ・入院などにおける部屋代、食事代、医療器具の購入費や賃借料 ・不妊症の治療、人工授精のための費用 ・妊娠と診断されてからの定期健診及び検査費用 ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代で主治医が発行した証明書があるもの（おむつ使用証明書） ・介護保険の施設サービス（※） ・治療のための歯列矯正費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書の作成料 ・美容目的の施術代 ・健康診断の費用 ・自家用車で通院する際のカソリン代や駐車料金 ・予防接種代やサプリメントの購入費用 ・タクシー代（特別な事情がある場合を除く） ・新型コロナウイルス予防などに係るマスク購入費 ・かつらの購入費用

※全ての介護保険施設サービス利用料が医療費控除の対象となるわけではありません。介護施設などが発行する領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されています。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

1. 控除額の計算式（限度額 200 万円）

通常の医療費控除の控除額は次の計算式により算出します。あなたの所得金額によって控除が受けられる基準が変わります。

a	支払った医療費の総額	-	b	保険金等で補てんされる金額	-	e	dと10万円の低い方の金額	=	f	通常の医療費控除額
c	総所得金額等※の金額	×	0.05	=	d	総所得金額等※の5%の金額	dと10万円のいずれか少ない方の金額をeに記入する。			

※総所得金額等については6ページをご参照ください。

2. 明細書の書き方

領収書を基に「人ごと、医療機関・薬局ごと」に分けて、それぞれの医療機関に支払った1年間の合計金額を記入します。
 また、保険者から医療費通知（医療費のお知らせ）が届き、一定の記載がある場合は、明細書に代えて添付することができます。
 医療費通知も使って明細書を作成する場合は、明細書と一緒に提出してください。

①医療費通知を使う場合（「医療費通知に記載された事項」欄）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
202,710 円	⑦ 141,190 円	④ 40,000 円

医療費通知には前年分の医療費も記載されていることがあります。(2)には令和5年中（1月1日～12月31日）に支払った合計額を記入してください。
 (2)の医療費について保険金などを受け取った場合は、その金額を(3)に記入してください。

②領収書を集計して記載する場合（「医療費通知の明細」欄）

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費金額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
宮古 太郎	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	432,100 円	
//	B薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,050	
//	C病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	7,620	
宮古 花子	Dクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000	375,000

（例）宮古花子さんがDクリニックに1年間で10回通院し、一回の通院で1万円を支払っていた場合、10,000円×10回=100,000円を、支払った医療費として記入します。

補てん金の例
 ①健康保険から給付される医療費、高額療養費、付加給付金、出産育児一時金など、②介護保険課から給付される高額介護サービス費、③損害保険、生命保険契約に基づく医療保険金、入院給付金など、④治療費補てん目的の損害賠償金、⑤任意の互助組織から受ける医療費補てん目的の給付金など。

※より詳しい明細書の書き方は、配布している明細書の裏面をご覧ください。

【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】

あなたが健康の維持増進、疾病の予防へ一定の取組を行っており、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払ったスイッチOTC医薬品などの購入費が12,000円を超えた場合に控除できます。対象となる医薬品にはパッケージに『セルフメディケーション税制対象』という記載があります。

1. 控除額の計算式（最高限度額8万8千円）

g	購入した対象医薬品の金額	-	h	保険金等で補てんされる金額	-	12,000円	=	i	セルフメディケーション税制の控除額
---	--------------	---	---	---------------	---	---------	---	---	-------------------

※明細書への記入のしかたは、配布している明細書の裏面をご覧ください。

2. 適用要件の一定の取組と、添付または提示すべき書類

一定の取組（いずれかひとつ）	当該取組みを行ったことを証明する書類
予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンなど）	領収書など
勤務先の定期健康診断	「定期健康診断」または「勤務先名称」の記載がある結果通知表
特定健康診査	「特定健康診査」または「保険者名」の記載がある結果通知表
健康診査（人間ドック、骨粗鬆症健診などの健康診査）	「勤務先名称」または「保険者名」の記載がある結果通知表
市町村実施のがん検診	領収書または結果通知表

一部の対象商品には識別マークが記載されています。



申告書提出の際に、これらの取組みを行ったことを明らかにする書類の添付または提示は不要ですが、明細書の内容確認のために提示を求める場合がありますので、申告期限等から5年間保管してください。令和4年1月1日からスイッチOTC医薬品以外にも対象となる商品が追加されました。対象商品一覧については厚生労働省のホームページをご覧ください。

寄附金控除の書き方

令和5年中に各区分に該当する団体に寄附した場合、一定の金額を控除します。

●申告書の記載方法

申告書裏面の「14 寄附金に関する事項」に該当する区分ごとに、支出した金額の合計を記載してください。

●必要書類

必要書類については16ページをご覧ください。

●ワンストップ特例について

ふるさと納税先の自治体に申請書を提出することで申告を行わずに寄附金控除を住民税に適用する制度です。申告するとこの特例が無効になり、控除が適用になりませんので、申告の際は、特例申請も合わせてすべての寄附を申告してください。

寄附先の区分		寄附の内容
都道府県、市町村分（特例控除対象）		都道府県、特例控除対象の市区町村への寄附（※1）
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市町村分（特例控除対象外）		特例控除対象以外の地方自治体への寄附、当該区分の寄附のうち一部の義援金
条例指定分（※2）	都道府県	県内に事業所を有する団体への寄附金など
	市町村	市内に事業所を有する団体への寄附金など

※1 ふるさと納税の適用に関して総務大臣の指定を受けた市区町村

※2 宮古市と岩手県の条例で指定されている対象は同一です。指定されている寄附金について、詳しくは県ホームページをご覧ください。

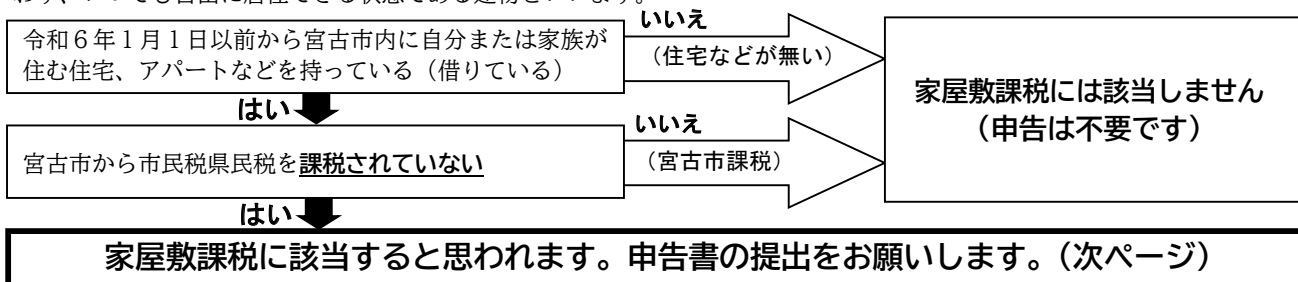
※詳しくは市役所税務課までお問い合わせください。

宮古市に住民登録がない方で宮古市にお住まいの方へ

宮古市内に事務所、事業所または家屋敷(※)を有する個人で宮古市に住所を有しない（生活の本拠がない）方には、住民税（市県民税）の均等割（5,000円〔いわての森林づくり県民税分1,000円を含む。〕）が課税されます。これを家屋敷課税と言います。

家屋敷課税に該当するかどうかは、次のフローチャートで判別してください。家屋敷課税の対象となる方は、12ページの市県民税家屋敷課税申告書（調査票）に記入の上、宮古市税務課市民税係まで提出をお願いします。

※家屋敷とは、地方税法上、自己または家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、自己の所有・他の人の所有を問わず、いつでも自由に居住できる状態である建物をいいます。



令和6年度市県民税家屋敷課税申告書（調査票）

令和 年 月 日 提出

宮古市長 宛

このことについて、下記のとおり提出します。

記

全項目正確に記入願います

フリガナ		生年月日	T-S-H 年 月 日
氏名		性別	男 ・ 女
個人番号		電話	- -
勤務先又は事業所名		電話	- -
宮古市内にある住居の所在地	〒 ※部屋番号まで記入をお願いします		
令和6年1月1日現在の住民登録地 (住民票のあるところ)	〒 ※番地まで記入をお願いします		
納税通知書送付先	<input type="checkbox"/> 宮古市内の住所 <input type="checkbox"/> 住民登録地の住所 <input type="checkbox"/> その他 ()		

以下の各項目について、該当する方の□にチェックを入れ、必要事項を記入してください。

問1 宮古市内に自分または家族が住むことを目的とした住居（一戸建て住宅・アパート・マンション・官舎・社宅等）がありますか？

- ある → 問2へ
- ない → 以下回答は不要です。（非該当）

問2 宮古市にある住居へ居住を開始したのはいつですか？

- 令和6年1月1日以前 → 問3へ
- 令和6年1月2日以降 → 以下回答は不要です。（非該当）

問3 宮古市内にある住居の形態は、次のうちどれですか？

※該当する方にチェック☑し、当てはまる住居形態を○で囲んでください。

- トイレ・水道等が共同利用である住宅(寮・下宿・間借り部屋等) → 以下回答は不要です。（非該当）
- 自由に居住することのできる独立性のある住宅(一戸建て住宅・アパート・官舎・社宅等) → 問4へ

問4 令和6年度住民税（市県民税）が課税される市区町村はどこですか？

- 宮古市で課税されている → 以下回答は不要です。（非該当）
- 宮古市以外（ 県 市・町・村）で課税されている → 問5へ

問5 宮古市内にある住居に同居している家族はいますか？

- いない
- いる ※以下の事項を記入してください

同居している者の氏名	生年月日	性別	続柄	住所 ※宮古市に住民登録がある場合は記入不要
例 宮古 太郎	S30.1.1	男	父	

上記以外の同居家族人数 人

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

*この調査票は、令和6年度市県民税の課税以外の目的には一切使用しません。

事業所得・不動産所得のある方へ

●あなたの収入科目に合わせて収支計算書を活用しましょう。

次ページの収支計算書は、申告受付窓口において、年間のあなたの事業・不動産所得における収入と経費を明確に提示していただくための書類のひとつとなります。

あなたの事業所得などにおける帳簿や領収書を基に、年間の収入・支出の合計をそれぞれ計算する際に活用してください。

収支計算書とは別に、自身で記帳・帳簿の作成を行っていて、かつ年間の収支が明確に記載されている場合は、申告窓口で帳簿をお持ちいただければ、収支計算書の記入の必要はありません。

【平成 26 年 1 月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました】

事業所得・不動産所得、山林所得を有する全ての方は、平成 26 年 1 月から収入金額や必要経費を記帳した帳簿の作成のほか、請求書・領収書等の書類の保存が義務付けられています。

収入金額や必要経費を記載した帳簿は 7 年間、その収入や経費が生じたときに作成した請求書や受領した領収書等は 5 年間の保存が義務付けられています。

●事業に関する収入や経費のみを記載してください。

収入や経費として申告できるのはあくまで事業に要した金額のみです。

事務所の水道光熱費などは経費として算入されますが、自宅（生活に要した居宅）の水道光熱費などは経費とは認められません。

事業用に購入、支払ったものと、家事（私用）で購入、支払ったものとの区別を、領収書をわけて保存して、申告の際は事業用のものだけを計算に使用してください。

●新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して支給された助成金について、課税対象となるものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

課税対象となる助成金の例：事業者の収入が減少したことに対する補償など

おねがい

例年、申告書作成の資料として請求書や領収書、レシートの束を持参される方がいますが、申告会場は期間中大変混み合います。**収支計算書や帳簿の作成がされていない場合、感染症予防及び他のお客様のご迷惑となるため受付を中断し、自身で集計のうえ再度来場いただきます。**

感染症予防等の観点から郵送での申告を推奨しておりますが、来場される場合は、最低限、領収書の種類ごとに合計額を算出し、その金額を控えたメモなどを持って来場いただくようお願いいたします。

◎用語解説（収支計算書に記載されている主要な用語について説明します）

- 収入金額** … 商品や水揚げ物、収穫物を販売して得た金額を記入してください。
本収支計算書では売上金額・販売金額、家事消費金額を総じて収入金額としています。
- 家事消費** … 商品や水揚げ物、収穫物のうち、自分で消費した分の金額を記入してください。
費 … 売上を得るまでに事業に用いた費用です。
領収書はあるが収支計算書への記載方法がわからない、という場合は、費用の種類ごとに合計額を算出したメモなどを窓口にお持ちください。
ガソリン代合計 ○○円、電気代合計 ○○円、水道代合計 ○○円
のように簡単な記載でも結構です。
- 所得金額** … 収入金額から経費を差し引いた金額です。

収支計算書

事業所得・不動産所得計算用の収支計算書です。必要項目を記入して申告相談窓口で提示してください。

キ
リ
ト
リ
線

月	売上金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
計	A	C

科目	金額	科目	金額	
収入金額	売上金額 A	経費	水道光熱費	
	家事消費		旅費交通費	
	その他の収入		通信費	
	計 B		広告宣伝費	
売上原価	期首棚卸高		接待交際費	
	仕入金額 C		損害保険料	
	小計 D		修繕費	
	期末棚卸高 E		消耗品費	
	差引原価(D-E) F			車輛費
	差引原価(B-F) G			資材・漁具費
経費	給与賃金			
	減価償却費			
	貸倒金		雑費	
	地代・家賃		経費計 H	
	租税公課		専従者控除 I	
	荷造運賃		所得金額(G-H-I) J	

種目	面積・頭数	販売金額
水 稻		
専門野菜		
計	A	

科目	金額	科目	金額	
収入金額	販売金額 A	経費	農業衛生費	
	家事消費		諸材料費	
	雑収入		修繕費	
	小計 B		動力光熱費	
	期首棚卸高 C		農業共済掛金	
期末棚卸高 D	荷造運賃手数料			
計(B-C+D) E			雑費	
経費	雇人費		経費計 F	
	減価償却費		専従者控除 G	
	租税公課		所得金額(E-F-G) H	
	種苗費		(内) 免税分	免税分収入
	素畜費			免税分経費
	肥料費	免税分所得		
	飼料費			
農具費				

不動産の所在地(名称)	種別	戸数(室)	地代家賃	月額	月数	収入金額	必要経費	金額	必要経費	金額
							租税公課		減価償却費	
						修繕費		経費計 B		
						損害保険料		専従者控除 C		
						地代・家賃		所得金額		
権利金・還付しない保証金						収入計 A		(A-B-C)		

償却資産名	取得年月	取得価格	償却基礎額	耐用年数	算出償却額	使用期間	専用割合	本年度償却額	備考
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								

住所	氏名	金額	種類
			雇人費・地代・家賃
			雇人費・地代・家賃
			雇人費・地代・家賃
			雇人費・地代・家賃

令和6年度 市民税・県民税申告受付窓口の日程及び会場

●新型コロナウイルスなどの感染症予防の観点から、申告者の皆様には以下の事項にご協力をお願いします。

- 1 可能な限り郵送での申告をお願いします。
- 2 体調不良・発熱がある方は来場をご遠慮ください。
- 3 会場は混雑が予想されますので、来場される際はマスクの着用にご協力をお願いします。
- 4 医療費控除や事業所得などを申告する方で、「医療費控除の明細書」や「収支計算書」の作成が無いまたは不十分と判断した方は、受付を中断し、自身で集計のうえ再度来場いただきます。

●移動窓口の日程（悪天候・新型コロナウイルスなどの感染拡大の状況により、中止する場合があります）

各会場ではどの地区の方でも申告できます。ご都合のよい会場をご利用ください。

地区	受付日	受付時間	会場
宮古	2/2(金)	9:30~12:00	崎山公民館
		9:30~12:00	佐原地区センター
	2/4(日)	9:30~15:00	近内地区センター
	2/5(月)	9:00~15:00	津軽石公民館
	2/6(火)	9:30~15:00	花輪農村文化伝承館
9:30~15:00		山口公民館	
田老	2/7(水)	9:30~15:00	田老公民館
	2/8(木)	9:00~12:00	
		9:30~12:00	第3 2分団屯所(摂待)

地区	受付日	受付時間	会場
新里	2/9(金)	9:30~12:00	基幹集落センター
		9:30~12:00	新里高齢者コミュニティセンター
	2/13(火)	9:30~15:00	新里福祉センター
川井	2/14(水)	10:00~12:00	小国地域振興センター
		9:30~12:00	門馬地域振興センター
	2/15(木)	9:30~15:00	川井生涯学習センター
	2/16(金)	9:30~12:00	川内地域振興センター

⚠️ 注意 ⚠️

受付時間前に来場された場合は、外でお待ちいただくことがあります。
防寒対策をしてお越してください。



●本庁舎受付窓口の日程（平日のみ）

受付日	受付時間	会場
2/19(月)	9:00 ~ 16:00	宮古市役所 2階 税務課前 ※昨年より会場が変更になっています。
3/15(金)		

⚠️ 土・日・祝日の申告受付は、日曜窓口開設日（3月10日）以外行いません。

▼上記期間外の受付について

令和6年2月2日(金)から令和6年2月16日(金)の期間は、移動窓口開設期間となるため、市役所での申告受付は行いません（記入済み、完成した申告書の提出のみ、税務課窓口で受け付けます）。

▼駐車場の利用について

税の申告のために市営駐車場を利用した場合は、駐車料金が無料となります。市役所前駐車場のほかに、駅前駐車場・駅東駐車場も対象となります。駐車時間が60分（駅前駐車場・駅東駐車場の場合は30分）を超えた場合は、駐車券の機械処理が必要となりますので、駐車券を持参のうえ、係員に申し出てください。

※駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

▼新型コロナウイルス感染症等に関する給付金等の申請が見込まれる方

給付金申請の際の提出書類に税務署受付印などが必要な場合があります。

新型コロナウイルス感染症等に関する給付金等の申請が見込まれる場合、確定申告の方は税務署での申告をお願いします。

市民税・県民税の申告の期限は
3月15日(金)です。

申告に必要なもの（郵送するときと同封するもの）

●郵送で申告する方は、収支計算書以外の提出書類はコピーでも差し支えありません。

◎申告書を提出する人が共通して必要なもの

	チェック欄
市民税・県民税申告書（申告会場に来場する場合は不要です。）	<input type="checkbox"/>
マイナンバーカード（お持ちでない場合は、2ページに記載の本人確認書類をご用意ください。）	<input type="checkbox"/>

◎収入や、適用する控除ごとに必要となるもの（根拠が確認できない場合、経費や控除が認められない場合があります。）

	申告科目	申告書記入欄	添付または提示すべき書類	チェック欄	
収入に関する資料	営業	ア ①	・収支計算書または収入・経費のわかる帳簿 ・報酬などの支払調書（外交員報酬などがある場合） ・帳簿の根拠となる領収書・請求書等、経費分の納税通知書【郵送の場合添付不要】	<input type="checkbox"/>	
	農業	イ ②		<input type="checkbox"/>	
	不動産	ウ ③		<input type="checkbox"/>	
		利子	エ ④	利子にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>
		配当	オ ⑤	配当にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>
		給与	カ ⑥	給与の源泉徴収票 （源泉徴収票が交付されない場合は、給与明細など収入金額が確認できるもの）	<input type="checkbox"/>
	雑	公的年金等	キ ⑦	公的年金等の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
		業務	ク ⑧	収入金額や経費が確認できる書類（例：個人年金の支払調書、原稿料の支払調書、シルバー人材センターからの分配金支払証明書など）	<input type="checkbox"/>
		その他	ケ ⑨		<input type="checkbox"/>
		総合譲渡	コ・サ ⑩	総合譲渡所得の収入金額・経費の双方がわかるもの	<input type="checkbox"/>
	一時	シ	一時所得の収入金額・経費の双方がわかるもの	<input type="checkbox"/>	
控除に関する資料	社会保険料控除	⑬	支払った金額が分かる領収書、支払証明書など	<input type="checkbox"/>	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	支払った掛金額の証明書	<input type="checkbox"/>	
	生命保険料控除	⑮	生命保険料控除証明書（通帳などは認められません）	<input type="checkbox"/>	
	地震保険料控除	⑯	地震保険料控除証明書（通帳などは認められません）	<input type="checkbox"/>	
	勤労学生控除	⑰	学生証、または在学証明書など	<input type="checkbox"/>	
	障害者控除	⑱	障害等級のわかる手帳、または障害者控除対象者認定書	<input type="checkbox"/>	
	各種扶養控除	⑲～⑳	被扶養者のマイナンバーがわかるもの【郵送の場合添付不要】	<input type="checkbox"/>	
	雑損控除	㉑	・災害等に関連して支出した金額についての領収書など ・被害状況のわかるもの（り災証明書など） ・補てん金がある場合、補てん金額がわかるもの ・損失額の計算書	<input type="checkbox"/>	
	医療費控除※	通常の医療費控除	㉒	医療費控除明細書または医療費通知 おむつ代金を含む場合、おむつ使用証明書	<input type="checkbox"/>
		セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）		医薬品購入費の明細書	<input type="checkbox"/>
	寄附金控除	裏面 14	寄附をした団体から交付される寄附金の受領証（領収書）	<input type="checkbox"/>	

※従来の医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択して適用を受けることになります。

●必ず根拠資料をご用意ください！

経費や控除など、支払ったものに関する領収書、証明書は必ずをご用意ください。引き落としになった金額の証明としての預貯金の通帳は認められません。給与や年金は、必ず源泉徴収票をご用意ください。源泉徴収票を紛失した場合はお勤めの事業所、年金事務所にて再発行を求め、申告の際には再発行した源泉徴収票をご用意ください。

根拠資料に不備があった場合には申告を中断する場合があります。

注：この手引きに記載された税率および控除などは、地方税法などの改正により変更になる場合がありますので、ご了承ください。

申告に関するお問い合わせ
 宮古市役所 総務部 税務課 市民税係
 〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号
 電話：0193-62-2111(代)